

## 敗戦直後の戦争調査会について —政策を検証する試みとその挫折—

外交防衛課 富田 圭一郎

### 目 次

はじめに

#### I 戦争調査会の設置

- 1 設置に至った2つの要因
- 2 調査会の目的、権限、構成
- 3 各種会議の開催状況

#### II 調査のあり方をめぐる議論

- 1 議会、言論界等の反応
- 2 調査会における議論
- 3 内定した調査方針と調査項目

#### III 戦争調査会の廃止とその後

- 1 対日理事会における賛否両論
- 2 調査会の廃止と「平和建設研究所」構想

おわりに

## はじめに

本稿の目的は、多くの国民の生命と財産に被害を与えた政策について、政府が調査・検証を行おうとした事例を紹介することにある。その事例とは、敗戦直後の1945年11月に設けられ、翌1946年9月に廃止された「戦争調査会」（当初の名称は、大東亜戦争調査会）である。

周知のように、2011年3月に発生した東京電力福島原子力発電所の事故原因等を調査・検証するために、国会及び政府に調査委員会が設けられ、2012年7月に、それぞれ報告書が発表されている<sup>(1)</sup>。もとより、戦争・敗戦と原発事故とは、その性質、規模、時代状況等が大きく異なっているが、多くの国民の生活に重大な被害を与えたこと、事後に（一行政機関にではなく）

国会あるいは内閣に調査機関を設け、その原因等について調査と検証を行った（行おうとした）ことでは、共通している<sup>(2)</sup>。また、日本が、敗戦直後に戦争調査会を設置し、戦争の原因や敗因を調査しようと試みたことは、結果的に挫折したこともあり、一般にはあまり知られておらず、これまでの研究でも必ずしも十分に紹介されていない<sup>(3)</sup>。

したがって、本稿では、最近報告書が出された原発事故調査委員会との関連を意識しながら、過去に行われた類似の活動である戦争調査会について、主として、従来ほとんど利用されてこなかった国立公文書館所蔵の資料<sup>(4)</sup>に基づいて、紹介する。また、戦争調査会の事例をふまえ、調査機関を設けて過去の政策を検証することの意味等についても、若干の考察を行う。

---

(1) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）「報告書」2012.7.5. <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naic.go.jp/report/index.html>>;東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）「最終報告」2012.7.23. <<http://icanps.go.jp/post-2.html>>

国会、政府、民間、東京電力が発表した各事故調査報告書の概要については、経済産業調査室・課「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』756号、2012.8.23, pp.1-20を参照。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3526040\\_po\\_0756.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3526040_po_0756.pdf?contentNo=1)>

以下、本稿のインターネット情報は、2012年12月3日現在である。また、本稿では、資料名を除き、西暦表示のみとした。

(2) なお、一行政機関における政策検証の事例としては、2009年から2010年にかけて外務省において行われた、いわゆる「密約」問題の調査がある。外務省「いわゆる「密約」問題の調査について」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku.html>>

(3) これまでのところ、戦争調査会に焦点を当てた論考は、功刀俊洋「大東亜戦争調査会の戦争責任観」『歴史評論』557号、1996.9, pp.79-92のみである。

このほか、戦争調査会の活動に触れたものとして、次のものがある。由井正臣「占領期における「太平洋戦争」観の形成」『史観』130号、1994.3, pp.5-11; 功刀俊洋「幣原喜重郎—「平和外交」の本音と建前」吉田裕ほか『敗戦前後—昭和天皇と五人の指導者』青木書店、1995, pp.122-131; 服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本—外交と民主主義』有斐閣、2006, pp.217-219; 波多野澄雄『国家と歴史—戦後日本の歴史問題』中央公論新社、2011, pp.5-12。

(4) 国立公文書館は、戦争調査会事務局が作成した『戦争調査会事務局書類』を、計16簿冊所蔵している。戦争調査会に関するこれまでの論考（前掲注(3)参照）では、この資料は用いられていない。

『戦争調査会事務局書類』は、1971年に総理府から国立公文書館に移管されたが、目録が作成されて一般利用者の閲覧が可能な状態となったのは2001年であり、ウェブ上（国立公文書館デジタルアーカイブ <<http://www.digital.archives.go.jp/>>）で所蔵データを検索できるようになったのは2005年とのことである（2012年6月7日、国立公文書館から聞き取り）。ただし、資料の本文は、現在のところ、電子化されていない。

なお、従来用いられてきた主な一次資料（当事者が遺したもの）は、次のものである。幣原平和財団『幣原喜重郎』幣原平和財団、1955, pp.588-592; 青木得三『おもいで—青木得三自叙伝』大蔵財務協会、1966, pp.141-150; 「幣原内閣と戦争調査会」（幣原喜重郎関係文書（幣原平和文庫）、リール12、国立国会図書館憲政資料室所蔵）; 『戦争調査会関係資料』（青木得三氏旧蔵、憲政資料室収集文書1244、国立国会図書館憲政資料室所蔵）; 『戦争調査会資料綴 昭和21.1.21～21.5.25』（宮崎周一氏旧蔵、文庫-宮崎-95、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵）

## I 戦争調査会の設置

### 1 設置に至った2つの要因

(大東亜)戦争調査会<sup>(5)</sup>は、幣原喜重郎内閣(1945年10月9日～1946年5月22日)が、1945年11月24日に設置し、次の第1次吉田茂内閣(1946年5月22日～1947年5月24日)が、1946年9月30日に廃止したものであるが、主に2つの要因があいまって、設置に至った。直接的には、政府内において戦史編纂のための組織が検討された結果として、調査会が設けられた。しかし、その背景には、戦争責任の調査と追及を求めている世論の存在があり、また、複数の政治指導者(後述)も、敗戦の原因を調査する必要性を認識していた。つまり、戦争調査会は、単に官僚組織内の検討結果によって生まれたものではなかった。

政府内における戦史編纂の組織の検討は、概

ね次のような経過であった。東久邇宮稔彦王内閣(1945年8月17日～10月9日)が総辞職を表明した1945年10月5日、終戦連絡各省委員会<sup>(6)</sup>において、海軍は、「大東亜戦争誌編纂」について調査が必要であり、これに関しては、「マ司令部<sup>(7)</sup>とは諒解済み」であると説明し、内閣か文部省が担当するように要請した<sup>(8)</sup>。これに対し、内閣は、それを引き受けることには異存はないと答え(10月8日)<sup>(9)</sup>、内閣調査局<sup>(10)</sup>が、「第二次世界戦史編纂ニ関スル件」の案文を作成し、同委員会に提出した(10月15日)<sup>(11)</sup>。その案では、「日本民族の反省を促し、平和国家建設の基礎資料に供する目的を以て、東亜における第二次世界戦争の開始、経過並に終結に至る全過程に付き、軍事、政治、産業、経済、思想、文化等凡ゆる部門に亘り、事実即して客観的なる記述を為し、以て総合的なる第二次世界戦史を編纂することとし、差当たり、左の要領に基き、之が資料の収集、整理を為す」と

(5) 大東亜戦争調査会は、1946年1月に、公文書において「大東亜戦争」や「八紘一字」等の用語の使用を禁止する連合国最高司令官からの指令(SCAPIN-448)を受けて、戦争調査会と改称した。「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件(昭和二十年十二月十五日連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第三号(民間情報教育部)終戦連絡中央事務局経由日本政府ニ対スル覚書)」文部省『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会, 1972, pp.55-57. <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317996.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317996.htm)>:「大東亜戦争調査会官制中改正ノ件」(昭和21年1月12日勅令第13号)

なお、本稿では、読みやすさを考え、各資料中の文言を引用する際には、常用漢字、現代かなづかい、ひらがな表記に改め、必要に応じて句読点を補った。また、注記では、ウェブ上で所蔵データの検索が不可能な資料については、請求記号を記した。

(6) 終戦連絡各省委員会は、占領期に連合国と日本政府との連絡を担った終戦連絡中央事務局(外務省の外局)が主催していた委員会である。終戦連絡中央事務局と関係各省が出席し、1945年10月から1948年1月までの期間、頻繁に開かれていた。

(7) 連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP: General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers)。当時の最高司令官は、ダグラス・マッカーサー(Douglas MacArthur)。

(8) 「終戦連絡各省委員会議事録 [昭和20年]10月5日」荒敬編集・解題『日本占領・外交関係資料集—終戦連絡中央事務局・連絡調整中央事務局資料— 第1巻』柏書房, 1991, p.61.

この記録は、外務省のサイトで閲覧可能。外務省外交記録「終戦連絡各省委員会議事録(第1巻)」(A'1.0.0.8, リールA'-0109, コマ778～991, 外務省外交史料館所蔵) <[http://gaikokiroku.mofa.go.jp/mon/mon\\_a/a100/a100\\_3\\_68.html](http://gaikokiroku.mofa.go.jp/mon/mon_a/a100/a100_3_68.html)>

(9) 「終戦連絡各省委員会議事録 [昭和20年]10月8日」荒編集・解題 同上, p.70.

(10) 内閣調査局は、1945年9月1日に設置され、戦後経営に関する重要事項の調査、企画、各省事務の調整統一を担当していた(「内閣調査局官制」(昭和20年9月1日勅令第503号))。前身は、内閣調査局(1935年5月～1937年5月)、企画庁・企画院(1937年5月～1943年11月)、軍需省(1943年11月～1945年8月)、総合計画局(1944年11月～1945年9月)である。

(11) 「終戦連絡各省委員会議事録 [昭和20年]10月15日」前掲注(8), pp.90, 95.

いう方針が打ち出され、内閣調査局に、「資料蒐集委員会」や「資料調査室」を置くとされていた。ただし、内閣法制局は、戦史編纂には消極的で、資料の散逸防止と主観を交えない編纂に止めるべきという考えであり、これも案文に反映されている。また、戦史編纂については、(幣原内閣の) 有力閣僚の反対もあったが、「大東亜戦争の政治責任が内外に喧しくなったこと等」に「照応して」<sup>(12)</sup>、10月30日、下記の「敗戦ノ原因及実相調査ノ件」<sup>(13)</sup>が、閣議決定された。

大東亜戦争敗戦の原因及実相を明かにすることは、之に関し犯したる大なる過誤を将来に於て繰り返さざらしむるが為に必要なりと考えらるるが故に、内閣に右戦争の原因及実相調査に従事すべき部局を設置し、政治、軍事、経済、思想、文化等凡ゆる部門に亘り、徹底的調査に着手せんとす。

この閣議決定と、前述の「第二次世界戦史編纂ニ関スル件」を見比べると、事業の内容は、「戦争の全過程の客観的記述、戦史編纂」から「敗戦・戦争の原因と実相の徹底的な調査」に、その目的は、「日本民族の反省を促すこと」から「敗戦に関して犯した過ちを繰り返さないこと」に変更されている。幣原内閣は、有力閣僚や法制局の消極的な意見があつたにもかかわらず、当初の内閣調査局案よりも踏み込んだ表現を用い

て、戦争調査の事業について閣議決定を行ったわけであるが、その大きな要因は、「大東亜戦争の政治責任が内外に喧しくなったこと等」への配慮であつた。戦争の政治責任の調査・追及を求める声は、新聞紙上だけではなく、政治指導者のなかにも存在していた。

敗戦後間もない時期から、敗戦原因の調査と公表の必要性を指摘していたのは、幣原喜重郎貴族院議員(元外務大臣)と芦田均衆議院議員(当時無所属)である。幣原は、終戦直後の8月下旬に、「終戦善後策」をまとめ、東久邇宮内閣で外務大臣を務めていた吉田茂に手交する等していた。全5項目の終戦善後策のうち、第2項に「敗戦より生ずる事態の重大性を、国民一般の胸中に銘記すること」、第4項に「政府は、我敗戦の原因を調査し、其結果を公表すること」を掲げていた<sup>(14)</sup>。幣原は、この後10月9日に内閣を組織することになったが、「大東亜戦争調査会の事業」を「最重要視」しており<sup>(15)</sup>、1946年2月からは、自らが戦争調査会の総裁を務めている。なお、調査会の事務局長官を務めた青木得三によれば、昭和天皇も、東久邇宮首相と幣原首相に対して、戦争の原因と敗因を調査する必要性を述べていたようである<sup>(16)</sup>。

また、後に戦争調査会の副総裁を務めることになった芦田も、早くから、敗戦の原因や責任を調査する必要があると訴えていた。芦田は、1945年9月4日に、長文の質問主意書を衆議院

(12) 「戦争調査資料第二号 戦争調査会設置経緯 (昭21.1.9)」『戦争調査会事務局書類十九ノ一・諸調査資料』(国立公文書館所蔵)

なお、東久邇宮内閣の時期、連合国側が示した戦争犯罪人を日本政府において裁判を行う構想もあつたが、連合国側から受け入れられなかった。柴田紳一「日本側戦犯自主裁判構想の顛末」『軍事史学』31巻1/2号、1995.9、pp.338-349；永井均「戦争犯罪人に関する政府声明案—東久邇宮内閣による閣議決定の脈絡」『年報・日本現代史』10号、2005、pp.277-321を参照。

(13) 国立国会図書館「昭和前半期閣議決定等」を参照。<<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00678.php>>

(14) 幣原平和財団 前掲注(4)、pp.546-551。

(15) 「幣原喜重郎書翰 牧野伸顕宛 [昭和20年]12月8日」(牧野伸顕関係文書、書翰の部476-6、国立国会図書館憲政資料室所蔵)

(16) 「戦争調査会の発足から廃止まで(青木得三談)」(幣原喜重郎関係文書、リール12、国立国会図書館憲政資料室所蔵)；青木 前掲注(4)、p.150；「戦争調査会定例部会長会議事速記録 昭和21年7月10日」p.55。『戦争調査会事務局書類十・会議記録(総会、聯合部会)』(国立公文書館所蔵)

に提出し、その第3項で、「大東亜戦争を不利なる終結に導きたる原因並に其の責任の所在を明かにする為」に、「研究の資料を保全し、かつ特殊の機関を設けて調査の任に当らしめ、速に一応の報告を公表して国民の期待に副うは、政府当然の職責なりと信ず」と述べていた<sup>(17)</sup>。

## 2 調査会の目的、権限、構成

前節で紹介した1945年10月30日の閣議決定では、敗戦・戦争の調査を行う部局を、内閣に設けるとされていたが、当初は、内閣調査局が担当することが想定されていた。しかし、次田大三郎国務大臣（兼内閣書記官長）が、同局内に、戦前・戦中期に軍部と連携して統制経済を推進し、高度国防国家の建設を目指したいわゆる「新官僚」がいることを問題視し、その廃止も検討していたことや<sup>(18)</sup>、三好重夫内閣副書記官長が、独立した調査会を設ける案を主導したこと等により<sup>(19)</sup>、同年11月24日に、内閣調査局が廃止されて内閣審議室が置かれ<sup>(20)</sup>、併せて、新たな組織である「大東亜戦争調査会」が内閣に設置された<sup>(21)</sup>。この調査会の目的、権限、構成は、次のようであった。

**【目的】** 設置根拠の大東亜戦争調査会官制では、今次戦争の実情に関する事項を調査審議す

る（第1条）とあるのみであったが、内閣では、官制に明文化しないものの、実際には次のような方針で運用することを考えていた<sup>(22)</sup>。それは、戦争を起こし拡大させた責任だけでなく、戦争を傍観し敗戦の拍車をかけた者の責任も問う、個人の責任追及よりも社会構造的な究明に重点を置く、実相究明と同時に日本再建の指標とする、というものであった。これら3つの方針は、実際に調査会で行われた議論の方向性と概ね一致しているが、一般には説明されなかったため、調査会は「敗戦の原因と責任のみを調査する」と認識され、批判されることとなった（第Ⅱ章第1節を参照）。

**【権限】** 調査を行う際の権限について、官制では、調査に際して必要がある場合、専門委員その他適当な者を会議に出席させて意見を述べさせること（第7条）、関係各庁に対し資料提出や説明を求めること（第8条）ができていた。ただし、前者については、私人を強制的に尋問する権限を与えたものではなかった。私人への調査権限について、内閣では、新たな立法も検討されたが、結局、政治力の運用によることとし<sup>(23)</sup>、その後、調査会の場合でも、「無理に人を呼ぶことが出来ない」と説明されている<sup>(24)</sup>。また、後者については、各省庁が資料提出や説

(17) なお、それに対する東久邇宮内閣の答弁書は、質問主意書の指摘は「傾聴に値するものあり、（中略）政府は、過去の経験を以て将来に対する戒めとなし、今後の施策に万全を期したき所存なり」という簡単なもので、芦田を失望させるものであった。芦田均「大東亜戦争ヲ不利ナル終結ニ導キタル原因竝其責任ノ所在ヲ明白ニスル為政府ノ執ルベキ措置ニ関スル質問主意書」及びそれに対する「答弁書」（第88回帝国議会衆議院議事速記録第2号 昭和20年9月5日 pp.5-8）：「政府の答弁書についての感想」（芦田均関係文書，書類の部 161，国立国会図書館憲政資料室寄託，国立国会図書館電子展示会「史料にみる日本の近代」で閲覧可能）<[http://www.ndl.go.jp/modern/img\\_t/098/098-001tx.html](http://www.ndl.go.jp/modern/img_t/098/098-001tx.html)>

(18) 太田健一ほか『次田大三郎日記』山陽新聞社，1991，pp.65-66，83-84，96-97。

(19) 「戦争調査会設置経緯」前掲注(12)

(20) 「内閣部内臨時職員設置制中改正ノ件」（昭和20年11月24日勅令第645号）

(21) 「大東亜戦争調査会官制」（昭和20年11月24日勅令第647号） なお、国立国会図書館の日本法令索引では、各種法令の沿革が検索でき、原文へのリンクが張られている。<<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp>>

(22) 「戦争調査会設置経緯」前掲注(12)

(23) 同上

(24) 「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」p.31.『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

明の要求に応じる義務があるとは明記されていない<sup>(25)</sup>。なお、各省は、次官級の人物が臨時委員として、局長級の人物が調査官として、この調査会に参与していた<sup>(26)</sup>。

**【構成】** 調査会の構成員は、官制では、総裁（1人）、副総裁（1人）、委員（25人以内）、臨時委員（必要に応じ任命）、専門委員（同左）、参与（15人以内）、事務局職員（事務局長官1人、調査官24人を含む計57人）とされ、また、部会と部会長を置くとされていた。委員と臨時委員は、関係各庁の高等官や学識経験者（任期3年）から、参与は、学識経験者から任命されることとなっていた（第2, 3, 5, 6, 9, 10, 12条）。ただし、実際には、調査会が設置された1945年11月24日以降の約4か月間は、事務局のみが存在し、委員の選定及び就任交渉や、調査項目案の検討を行っていた。事務局長官には、庶民金庫理事長の青木得三が任命された。

総裁の選定は難航し、幣原首相は、就任を打診していた牧野伸顕元内大臣と若槻礼次郎元首相から、いずれも固辞されたため<sup>(27)</sup>、1946年

2月26日に、首相として兼務するかたちで自らが総裁に就任した。幣原は、5月の内閣総辞職後も改めて総裁に任じられ、廃止に至るまで務めた（同年5月31日～9月30日）。副総裁には、同年6月14日、芦田均が就任した。当初芦田は、幣原からの就任要請に対し、「私は幣原男爵が苦手」と言って難色を示していたが、後に引き受けた<sup>(28)</sup>。芦田は、先に紹介したように、早くから戦争調査の必要性を訴えていた。委員と臨時委員は、同年3月16日に任命された。委員は学識経験者20人、臨時委員は18人（各省の次官級14人と元軍人の4人）であった。委員と臨時委員は、調査会に置かれた5つの部会（①政治外交、②軍事、③財政経済、④思想文化、⑤科学技術）のいずれかに配属された。このほか、専門事項を調査する専門委員3人（経済1人、波動兵器<sup>(29)</sup>2人）と、調査を総合的に観察・指導する役割を想定された参与<sup>(30)</sup>8人が、同年7月下旬に任命された。また、同年6月1日、事務局内に、2つの課（庶務課、資料課）と5つの調査室（第一～第五調査室、各部会に対応）が置かれた。

(25) なお、今般の国会及び政府の原発事故調査委員会では、調査を行う際の権限と義務について、下記のように定めていた。

**【国会事故調】** 委員会は、国の行政機関、地方公共団体、原子力事業者その他の者に対し、資料提出を要求することができる。要求を受けた者は、別段の定めがある場合を除き、資料提出要求に応じる義務がある。また、委員会は、参考人の出頭を求めることができるが、出頭は義務とされていない。（「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法」（平成23年10月7日法律第112号）第11, 12, 13条）

**【政府事故調】** 関係大臣・行政機関の職員は、正当な理由がない限り、資料提出や説明聴取等の要請を拒否できない。また、関係大臣は、関係事業者に対し、委員会からの実地調査受入れ、資料提出、説明聴取等の要請に応じるよう指示する。（「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成23年5月24日閣議決定）<<http://icanps.go.jp/2011/07/03/kaisai.pdf>>）

(26) 「戦争調査会委員名簿（昭和21.3.26現在）」「戦争調査会事務局仰付調査官名簿（昭和21.3.12）」『戦争調査会関係書類』（国立公文書館所蔵、同館デジタルアーカイブで閲覧可能）<<http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?KEYWORD=&LANG=default&BID=F0000000000000239707&ID=&TYPE=&NO>>

(27) 青木 前掲注(4), pp.142-144; 「幣原喜重郎書翰 牧野伸顕宛 [昭和20年] 12月8日」前掲注(15); 「若槻男爵の談話 昭和21年2月15日」『戦争調査会事務局書類十五・資料原稿綴(二)』（国立公文書館所蔵）

(28) 進藤榮一・下河辺元春編『芦田均日記 第1巻』岩波書店, 1986, pp.115-116, 263.

(29) 波動兵器とは、電波などの波動を応用した兵器の総称であるが、主として電波兵器（レーダー）のことを指していると思われる。陸軍の電波兵器開発については、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土防空作戦』朝雲新聞社, 1968, pp.149-168、専門委員の星合正治氏の電波兵器開発への関与については、『電波報隊一昭和18年9月から19年3月まで学徒動員の記録』昭十九会東京大学第一・第二工学部電気工学科昭和19年9月卒業同窓会, [2004], pp.47-54を参照。

ここで、後に問題となった、調査会における元軍人<sup>(31)</sup>の存在について触れておきたい。元軍人の臨時委員は、いずれも、軍事の調査を担当する第二部に配属されたが、この部会は、他部会と異なり、委員が置かれず、元軍人の臨時委員6人（うち2人は第一復員、第二復員各次官）のみであった（表1参照）。彼らが委員ではなく、必要に応じて置かれる定員外の臨時委員とされた経緯は不明であるが、理由の1つとしては、陸海軍の中将であった彼らが公職追放の対象とされていたことが考えられる<sup>(32)</sup>。1946年3月22日、官制を改正し、臨時委員も部長に就くことができるようにしたが<sup>(33)</sup>、これは、臨時委員のみで構成される第二部会が、他部会と同様に活動できるようにする方策であったと思われる。

また、事務局内の各調査室には、常勤職員のほかに、嘱託が配置されていたが、第二部会に対応する第二調査室の場合、9人の嘱託のうち8人が、元陸海軍の軍人（第一、第二復員省の職員各4人）であった<sup>(34)</sup>。特に、第二復員省の場合、嘱託の勤務要領等についてあらかじめ調査会と

申合せを行っており<sup>(35)</sup>、これに基づいて自省の職員を選び、調査会の嘱託を兼務させていたことが確認できる。第一復員省の場合も、大臣官房史実部長の宮崎周一が、調査官として参加させるべき人物を検討していたが、そこで挙げられていた4人の職員は、調査会の嘱託を委嘱されている<sup>(36)</sup>。

(30) 「参与会議に於ける青木事務局長官挨拶 昭和21年7月26日」『戦争調査会事務局書類十・会議記録(総会、聯合部会)』(国立公文書館所蔵)

(31) 1945年10月15日に軍令部が、同年11月30日に参謀本部が廃止され、同年12月1日、陸軍省は第一復員省に、海軍省は第二復員省に改組された。両復員省の職員の多くは、元陸軍・海軍の軍人であった。1946年6月15日、両省は廃止・統合されて復員庁となり、この際に軍人の身分が廃止された。「陸軍武官官等表等を廃止する勅令」(昭和21年6月15日勅令第319号)；「海軍将校分限令等を廃止する勅令」(昭和21年6月15日勅令第322号)

(32) 1946年1月4日のGHQによる「好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書」と、これを受けた日本政府の法整備により、正規の陸海軍将校であった者は、原則として、勅任待遇以上の官職から退職させられ、以後その官職に就くことが禁じられることとなった。SCAPIN-550, Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office, 4 January 1946 (SCA-1, リール2, 国立国会図書館憲政資料室所蔵, 国立国会図書館電子展示会「史料にみる日本の近代」で閲覧可能) <<http://www.ndl.go.jp/modern/cha5/description07.html>>; 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史 第6巻 公職追放』日本図書センター, 1996, pp.142-155 (「就職禁止、退官、退職等二関スル件」(昭和21年2月28日勅令第109号)；「就職禁止、退官、退職等二関スル件ノ施行ニ関スル件」(昭和21年2月28日閣令、内務省令第1号))

(33) 「戦争調査会官制中改正ノ件」(昭和21年3月23日勅令第158号)

(34) 「職員録 (昭和21年6月1日附発令)」『戦争調査会事務局書類一・官制及事務分掌規程』(国立公文書館所蔵)

(35) 「戦争調査会事務局嘱託の勤務要領等に関する申合 内閣戦争調査会事務局長官・第二復員次官 昭和21年5月15日」『山本資料 戦争調査会関係綴』(山本善雄氏旧蔵, ⑨その他-山本-9, 防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)

(36) 『戦争調査会資料綴 昭和21.1.21～21.5.25』前掲注(4)；「第一復員事務官堀場一雄外七名戦争調査会事務局ノ事務ヲ嘱託ノ件 昭和21年5月20日」『任免裁可書・昭和二十一年・任免卷九十八』(国立公文書館所蔵)

表1 戦争調査会の主な構成員

役職	氏名 (任命時の主な肩書)	命	免
総裁	幣原喜重郎 (内閣総理大臣、貴族院議員、男爵)	1946. 2.26 (兼命)	1946. 5.22 (自然消滅)
同	幣原喜重郎 (国務大臣、貴族院議員、日本進歩党)	1946. 5.31	
副総裁	芦田均 (衆議院議員、前厚生大臣、日本自由党)	1946. 6.14	
<b>【第一部会 (政治外交)】</b>			
委員	◎ 斎藤隆夫 (衆議院議員、日本進歩党)	1946. 3.16	
同	○ 大河内輝耕 (貴族院議員、子爵)	1946. 3.16	
同	○ 片山哲 (元衆議院議員、日本社会党)	1946. 3.16	
同	高木八尺 (東京帝国大学教授、政治学)	1946. 3.16	
同	松村義一 (貴族院議員)	1946. 3.16	1946. 7.15
同	鈴木文四郎 [筆名: 文史朗] (朝日新聞社顧問)	1946. 3.16	
同	井川忠雄 (共栄火災海上保険社長、協同民主党)	1946. 6.14	
臨時委員	* 内務、司法、外務各次官、内閣法制局次長、内閣副書記官長		
<b>【第二部会 (軍事)】</b>			
臨時委員	◎ 飯村穰 (元憲兵司令官、陸軍中將)	1946. 3.16	1946. 8.22
同	○ 戸塚道太郎 (元横須賀鎮守府長官、海軍中將)	1946. 3.16	1946. 8.22
同	矢野志加三 (元海軍総隊参謀長、海軍中將)	1946. 3.16	1946. 8.22
同	宮崎周一 (第一復員省史実部長、元参謀本部第一部長、陸軍中將)	1946. 3.16	1946. 8.22
同	* 上月良夫 (第一復員次官、元第17方面軍司令官、陸軍中將)	1946. 3.16	1946. 6.15 (自然消滅)
同	* 上月良夫 (復員庁第一復員局長)	1946. 7. 1	1946. 8.22
同	* 三戸寿 (第二復員次官、元海軍次官、海軍中將)	1946. 3.16	1946. 6.15 (自然消滅)
同	* 前田稔 (復員庁第二復員局長、元第10航空艦隊長官、元海軍中將)	1946. 7. 1	1946. 8.22
<b>【第三部会 (財政経済)】</b>			
委員	◎ 山室宗文 (元三菱信託会長)	1946. 3.16	
同	○ 渡辺鏡蔵 (元東京帝国大学教授、元日本商工会議所理事)	1946. 3.16	
同	小汀利得 (日本経済新聞社社長)	1946. 3.16	
同	大内兵衛 (東京帝国大学教授、経済学)	1946. 3.16	
同	有沢広巳 (東京帝国大学教授、経済学)	1946. 3.16	
同	東畑精一 (東京帝国大学教授、農業経済学)	1946. 6.14	
臨時委員	* 商工、農林、大蔵、運輸、通信各次官		
<b>【第四部会 (思想文化)】</b>			
委員	◎ 馬場恒吾 (読売新聞社社長、貴族院議員)	1946. 3.16	
同	○ 和辻哲郎 (東京帝国大学教授、哲学)	1946. 3.16	
同	○ 中村孝也 (元東京帝国大学教授、日本史)	1946. 3.16	
同	渡辺幾次郎 [筆名: 幾治郎] (元京都帝国大学教授、日本史)	1946. 3.16	
同	阿部真之助 (毎日新聞社取締役)	1946. 3.16	
臨時委員	* 文部、厚生各次官		
<b>【第五部会 (科学技術)】</b>			
委員	◎ 八木秀次 (大阪帝国大学総長、電気工学、元技術院総裁)	1946. 3.16	
同	○ 柴田雄次 (名古屋帝国大学教授、化学)	1946. 3.16	
同	富塚清 (東京帝国大学教授、機械工学)	1946. 3.16	
同	木村介次 (鐘淵通信工業社、藤倉化学工業社各取締役)	1946. 3.16	

役職	氏名 (任命時の主な肩書)	命	免
参与	尾佐竹猛 (元大審院判事)	1946. 7.19	
同	近藤康男 (東京帝国大学教授、農業経済学)	1946. 7.19	
同	古垣鉄郎 (貴族院議員、日本放送協会専務理事)	1946. 7.19	
同	丘英通 (東京文理科大学教授、動物学)	1946. 7.19	
同	松本潤一郎 (法政大学教授、社会学)	1946. 7.19	
同	小倉金之助 (民主主義科学者協会会長、数学)	1946. 7.19	
同	豊島与志雄 (明治大学、法政大学各教授、小説家)	1946. 7.19	
同	山本米治 (日本銀行調査局長)	1946. 7.19	
専門委員	佐倉重夫 (三菱経済研究所常任理事)	1946. 7.19	
同	星合正治 (東京帝国大学教授、電気工学)	1946. 7.22	
同	難波捷吾 (国際電気通信会社取締役)	1946. 7.22	
事務局長官	青木得三 (庶民金庫理事長、元大蔵省主税局長)	1945.11.28	

(注) ◎: 部会長、○: 部会長代理、\*: 役職指定 (各省次官級) の臨時委員 (第二部会を除き、氏名・命免日は割愛)、上記以外に各部会には兼任の委員・臨時委員あり、「免」の記述がない者は1946年9月30日の調査会廃止まで継続。(出典)「戦争調査会委員及臨時委員名簿 (イロハ順)」「戦争調査会専門委員名簿 (イロハ順)」「参与名簿 (イロハ順) 昭21.7.20」『戦争調査会事務局書類一・官制及事務分掌規程』; 戦争調査会の各回の部会長会議における青木得三事務局長官による事務報告 (『戦争調査会事務局書類十・会議記録 (総会、聯合部会)』所収); 『任免裁可書』昭和20年、21年の該当巻 (いずれも国立公文書館所蔵) に基づき、筆者作成。

### 3 各種会議の開催状況

1946年3月27日、戦争調査会は、初めての総会を開いた。この段階で揃っていたのは、総裁、委員、臨時委員、事務局長官で、副総裁、専門委員、参与は後日任命されたが、実際に調査会の各種会議の議論と運営を主導したのは、委員、臨時委員、事務局長官であった。調査会が実質的に活動したのは、各種会議が開かれた同年8月末までの5か月間であり (表2参照)、中心的な役

割を果たしたのは、部会長会議と部会であった。各種会議の概要は、下記のとおりである。

**【総会】** 総会は、総裁が議長を務めて議事を整理し、半数以上の委員が出席した場合に、出席議員の3分の2以上の同意により議決を行うことができ、部会長は、調査審議の経過・結果を総会に報告することとされていた<sup>(37)</sup>。後に、具体的な任務として、調査方針やその他基本事項

表2 各種会議の開催日 (いずれも1946年)

総会	3/27, 4/4
部会長会議	5/3, 6/11, 7/10, 8/14, 8/27
第一部会	4/16, 4/26, 5/14, 5/20, 5/24, 6/18, 6/27, 8/10
第二部会	(開催なし)
第三部会	4/16, (5月と6月は月2回開催), 7/2, 7/16, 8/8, 8/22
第四部会	4/23, 6/10, 6/19, 8/9
第五部会	4/20, 5/28, 6/29, 7/9, 7/30, 8/16
連合部会 (第一、第二)	5/6, 5/10, 7/11
連合部会 (第一、第二、第四)	5/13
連合部会 (第二、第五)	5/16
参与会議	7/26, 8/23

(注) 上記のうち実際には開かれなかった会議、あるいは上記以外に開かれた会議が存在する可能性もある。  
(出典)『戦争調査会事務局書類十二・部会総会開催通知簿』(国立公文書館所蔵) に基づき、筆者作成。

(37) 「戦争調査会議事規則 (案)」(「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」pp.5-6.)『戦争調査会事務局書類十・会議記録 (総会、聯合部会)』(国立公文書館所蔵)

を審議決定し、各部会の調査結果を審議し、総合的批判を行い、調査報告の総合編纂と発表方法の決定を行うことが定められた<sup>(38)</sup>。総会は、いわば最高意思決定機関と位置づけられていたが、実際には、構成員の任命直後に2回開かれ、調査の目標、方針、方法等について全般的な議論が行われたのみで、調査方針の決定や調査結果の審議等は行われなかった。

**【部会長会議】** 部会長会議は、4月4日の第2回総会で、各部門で行われた調査を統合する部門が必要ではないかという意見が出されたことを受け<sup>(39)</sup>、各部会の連絡調整を図るため、4月13日に新たに設置された。副総裁が議長を務め、部会長あるいはその代理者が出席し、2つ以上の部会にわたる総合調整を必要とする事項やその他重要事項を審議し、原則として月1回開くこととされた<sup>(40)</sup>。この会議は、5月以降定期的に開かれ、各部会の活動報告や調査方針に関する議論がなされ、その都度、一定の合意に達していた。部会長会議は、総会に次ぐ位置づけであったが、総会が4月以降に開かれなかったため、結果的に、この会議が実質的な意思決定機関となっていた。

**【部会、連合部会】** 既に紹介したように、調査

会には、5つの部会（①政治外交、②軍事、③財政経済、④思想文化、⑤科学技術）が置かれた。各部会には、部会長と部会長代理が置かれ、委員・臨時委員は、所属以外の部会にも出席して意見を述べることができるとされた<sup>(41)</sup>。また、後日、具体的な任務として、総会で決定された調査方針、調査項目に基づいて調査実施の細目を決定し、調査結果を検討、修正し、総合的にとりまとめることが定められた<sup>(42)</sup>。部会によって状況は異なっていたが、4月以降定期的に開催し、調査方針・項目の検討や戦争に関係した当事者からのヒアリング等を行っていた。ただし、第二部会（軍事）は開かれなかった。また、複数の部会による連合部会も開かれたが、調査方針や項目は、各部会が独自に検討していた<sup>(43)</sup>。

**【参与会議】** 参与会議は、1946年7月下旬から2回開かれた。7月26日の会議では、青木事務局局長官から、調査会の経緯や参与に期待される役割（各部会の調査の総合的な観察・指導、調査項目のコントロール等）について説明が行われ、参与からも調査に対する意見表明がなされた<sup>(44)</sup>。しかし、この段階では、調査が実際に進んでいなかったため、調査を総合的に指導する役割を期待された参与が、実質的な役割を果たすことはなかった。

(38) 「戦争調査会ノ運営ニ就テ」（「戦争調査会定例部会長会議議事速記録 昭和21年6月11日」pp.130-131.）『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(39) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」pp.9-10.『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(40) 「部会長会議に関する件」（「戦争調査会第三部会第1回議事速記録 昭和21年4月16日」pp.1-2.）『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(41) 「戦争調査会部会規程」（「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」pp.3-5.）『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）；「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.1-2.

(42) 「戦争調査会ノ運営ニ就テ」前掲注(38)

(43) 例えば、1946年5月16日には、第二、第五の連合部会が開かれたが、「結局五部としての調査方針を決定し、二部も独特の方針にて進むこと」となったようである（「柴田雄次日記 昭和21年5月16日」）。なお、戦争調査会の委員（第五部会）を務めた柴田雄次氏の日記は、個人蔵で非公開・未公開のものであるが、今回、柴田純子氏と上村泰裕氏のご厚意により、戦争調査会に関係する記述内容をご教示頂いた。記して謝意を表したい。

(44) 「第1回参与会議々事概要 昭和21年7月26日」『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

## II 調査のあり方をめぐる議論

### 1 議会、言論界等の反応

先に紹介したように、戦争調査会の活動が本格化したのは、設置から約4か月後の1946年3月であったが、議会や言論界では、調査会の発足当初から、調査のあり方について論じられていた。

**【帝国議会】** 1945年11月26日に召集された第89回帝国議会では、戦争を始め、遂行した指導者の戦争責任に関して、様々な議論がなされ、衆議院では、戦争責任に関する決議案も提出された<sup>(45)</sup>。新たに設けられた調査会に対しても、戦争責任者の問題を中心として、何を調査すべきかについて、様々な要望、期待、批判等が投げかけられた。調査会の設置根拠の1つである同年10月30日の閣議決定では、「敗戦ノ原因及実相」を調査するとされていたが、各議員からは、これ以外に、「(敗戦あるいは開戦についての)戦争責任者」と「開戦の原因、事情」の調査が求められた。ただし、どの点を重視すべきかに

ついて、議員の考え方は多様であった。

戦争責任者については、戦争に導いた責任者を究明し処罰するために、特別裁判所の設置や遡及する効力を持つ法律の制定を求めるものや<sup>(46)</sup>、開戦に導いた者や戦争指導を誤った者は政治責任を負うべきであり、人の問題に触れずに記録を作るだけでは不十分であるという指摘があった<sup>(47)</sup>。他方、漠然とした戦争責任者よりも、戦争中に輔弼の責を果たして来なかった「敗戦責任者」を調査・究明し、その政治的責任を問う、あるいは処罰すべきという意見もあった<sup>(48)</sup>。また、「開戦の原因」か「敗戦の原因」かについては、勝つ見込みのない戦争を始めたことが敗戦の原因であるので、これに重点を置いて調査すべきという意見と<sup>(49)</sup>、やはり敗戦の原因と責任者も調査すべきという意見があった<sup>(50)</sup>。なお、開戦原因の調査を重視する意見には、開戦したことを批判的に捉えたもの<sup>(51)</sup>と、過去の日本の行為がすべて悪いわけではないという問題意識を含んだもの<sup>(52)</sup>があった。

これらの指摘に対し、政府側は、次のような考え方を示した。戦争責任者の調査・処罰について、幣原首相は、彼らを処罰するために、裁

(45) 衆議院には、2つの異なる決議案が提出された。1つは、日本自由党による「議員ノ戦争責任ニ関スル決議案」(11月27日提出)で、「大東亜戦開始以来、政府と表裏一体となりて戦時議会の指導に当れる者は、此の際速に其の責任を痛感して自ら進退を決すべし」として、翼賛体制を担っていた(主として日本進歩党の)議員の辞職を求めている。もう1つは、幣原内閣の与党的存在であった日本進歩党による「戦争責任ニ関スル決議案」(11月29日提出)で、軍閥と官僚に迎合した一部の議員の責任は免れないので、「我等職に立法の府に列る者も、亦静かに過去の行蔵を反省し、深く自肅自戒し、新日本建設に邁進せざるべからず」というものであった。結果的には、当時衆議院で多数を占めていた進歩党の決議案が可決された。第89回帝国議会衆議院議事速記録第5号 昭和20年12月1日 pp.53-60。

(46) 第89回帝国議会貴族院議事速記録第4号 昭和20年12月1日 p.33。(松村義一貴族院議員)

(47) 第89回帝国議会衆議院予算委員会議録第5回 昭和20年12月6日 p.62。(木村武雄衆議院議員)

(48) 第89回帝国議会貴族院昭和二十年勅令第五百四十二号(承諾を求むる件)特別委員会議事速記録第3号 昭和20年12月1日 p.6。(明石元長貴族院議員);第89回帝国議会衆議院議事速記録第11号 昭和20年12月11日 p.178。(清水留三郎衆議院議員);第89回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第2号 昭和20年12月14日 pp.3-4。(中山太一貴族院議員)

(49) 第89回帝国議会貴族院昭和二十年勅令第五百四十二号(承諾を求むる件)特別委員会議事速記録第2号 昭和20年11月30日 p.3。(黒田清貴族院議員);第89回帝国議会貴族院議事速記録第4号 昭和20年12月1日 p.32。(松村義一貴族院議員);第89回帝国議会衆議院予算委員会議録第6回 昭和20年12月7日 p.95。(今尾登衆議院議員)

(50) 第89回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第2号 昭和20年12月14日 pp.3-4。(中山太一貴族院議員)

(51) 第89回帝国議会貴族院議事速記録第4号 昭和20年12月1日 p.32。(松村義一貴族院議員)

(52) 第89回帝国議会貴族院昭和二十年勅令第五百四十二号(承諾を求むる件)特別委員会議事速記録第2号 昭和20年11月30日 p.3。(黒田清貴族院議員)

判にかけ、遡及して適用できる新法を制定することには難色を示した。一方で、健全な世論が、強力かつ深刻で遠慮のない制裁を加えるであろうし、調査の結果、責任者が明らかになれば、彼らにどのような制裁を加えるべきかについても自然と明らかになるだろうと述べ、今後の世論の動向を見ながら、制裁の是非や方法について判断する考えを示した<sup>(53)</sup>。次田大三郎国務大臣も、別の機会に、戦争責任者の処分をどうするか（新たな法律の制定か、社会的に抹殺するのみにするか等）は、その時の国民世論が決めることになる<sup>(54)</sup>と述べていた。ただし、当時政府内で検討され、その後実際に講じられた措置は、政治的責任を感じた人が、自発的に栄典を拝辞・返上できるようにすることであった<sup>(55)</sup>。また、調査の対象や範囲については、首相や閣僚のいずれも、敗戦の調査だけでなく、戦争が起った原因について、開戦時あるいは日中戦争、満州事変にまで遡って調査する考えを示していた<sup>(56)</sup>。なお、戦争の原因を調査する目的として、再び過ちを繰り返さないような制度を作ると同時に、日本が好戦国で危険な国であるという誤解を解くための申し開きの材料を見出すことを挙げた閣僚もいた<sup>(57)</sup>。

以上のように、議会では、調査会への期待と批判が半ばしていた。戦争責任者の処罰については、議員と政府の考え方の違いが目立ったが、調査すること自体は、政府も否定しなかった。また、敗戦だけでなく開戦の原因を調査することについては、概ね認識が一致していた。

**【言論界、研究機関】** 新聞の論説は、概して調査会の活動に対して批判的であった。いずれも、調査会が「敗戦の原因」の調査に留まることを強く危惧、批判し、「戦争責任者」と「開戦の原因と責任」の調査こそが不可欠であると指摘していた<sup>(58)</sup>。「敗戦責任」から出発する勢力（政府）と、「開戦責任」から出発する勢力（民衆）との間には、「千里の相違」があるという表現もみられた<sup>(59)</sup>。また、戦争責任者とは、避けられた戦争を開戦に導いた者、敗戦に導いた者、終戦の努力を怠った者（例えば、杉山元、寺内寿一、東条英機、近衛文麿、松岡洋右等）が考えられ、正確な資料に基づいて、道義的な責任を追及すべきであるという議論があった<sup>(60)</sup>。

青木事務局長官は、このような批判があることを認識していた<sup>(61)</sup>。1946年1月、調査会は、言論界（新聞社、出版社等）や研究機関と意見交

(53) 第89回帝国議会貴族院議事速記録第4号 昭和20年12月1日 pp.34-35；第89回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第2号 昭和20年12月14日 p.4.

(54) 「満州事変まで遡及 恒久的に継続考慮 次田国務相談」『読売報知』1945.11.4.

(55) 第89回帝国議会貴族院昭和二十年勅令第五百四十二号（承諾を求むる件）特別委員会議事速記録第3号 昭和20年12月1日 p.6.（松本丞治国務大臣）

この後、「位、勲章等ノ返上ノ請願ニ関スル件」（昭和20年12月7日勅令第699号）が制定され、有位者、勲章、記章、褒章を持つ者は、特別の事情がある場合（戦争中の行為等を顧みて、責任を痛感した場合等）には、その返上を請願できるようになった。この勅令は、現在も効力を有している。

(56) 第89回帝国議会衆議院予算委員会議録第6回 昭和20年12月7日 p.96.（幣原喜重郎内閣総理大臣）；第89回帝国議会貴族院昭和二十年勅令第五百四十二号（承諾を求むる件）特別委員会議事速記録第2号 昭和20年11月30日 p.4.（松本丞治国務大臣）

(57) 第89回帝国議会貴族院昭和二十年勅令第五百四十二号（承諾を求むる件）特別委員会議事速記録第2号 昭和20年11月30日 pp.3-4.（松本丞治国務大臣）

(58) 「社説 戦争責任調査」『読売報知』1945.11.1；「社説 戦争責任者の調査」『読売報知』1945.11.22；「社説 戦争責任の究明に徹せよ」『読売報知』1945.12.1；「社説 期待薄の敗戦調査会」『朝日新聞』1945.12.2.

(59) 山川均「戦争責任の究明 人民自らで処断」『読売報知』1945.11.29.

(60) 「戦争責任者とは何か（匿名の東京帝国大学法学部教授）」『読売報知』1945.11.1.

(61) 青木 前掲注(4), pp.149-150.

換をすべく、各社・団体の幹部を招いて懇談会を開き、青木自ら、調査会の現状について説明した。これに対し、参加者からは、様々な希望や意見が出された。例えば、歴史判断を含んだ報告書を作成して公表することについては、一種の検察官として十分な政治力と権威を持ち、歴史を作って社会に発表し、戦争犯罪人以外の者を日本自身が罰することが有益である等の積極論があったが、他方で、当面は資料収集に注力し、資料の取扱いや論の立て方に注意し、歴史観・歴史哲学は慎重に検討し、成果は相当時期が経ってから公表すべき等の慎重論も多くみられた。このほか、調査方法に関して、資料発表前に有力団体を参加させて検討すべき、中国人や朝鮮人等への調査をどうするか、聞き取り調査や世論調査が必要である、といった指摘があった<sup>(62)</sup>。新聞紙上と懇談会における議論を総合的にみると、言論界は、必ずしも調査会への批判一色ではなかったようである。

## 2 調査会における議論

1946年3月から活動を開始した総会、部会長会議、部会等では、まず、調査の目的、方針、方法から議論が始められ、その後、具体的な調査項目・内容について検討された。議論を概観すると、主に2つの論点があったが、いずれについても、意見は分かれていた(表3参照)。以

下、会議録が残されている総会、部会長会議、一部の部会の議論について、時系列的にはなく、論点ごとに整理して紹介する。

**【調査の目的】** 調査の目的については、4つの考え方があった。これらは、各人の戦争に対する見方と密接に関係していた。

第1は、「戦史の編纂」である。これは、戦争の性格についての価値判断は加えずに、戦争の経緯を記すべきという考え方で、元軍人の臨時委員が主張していた。飯村穰臨時委員(第二部会長)は、事前に宮崎周一臨時委員と文案を検討したうえで<sup>(63)</sup>、次のように発言していた。軍事面の敗因について「謙虚なる心情を以て冷厳深刻なる反省と検討」をしたいが、そのためには、「戦争遂行の中核的業務に携わって居た人々の公正なる心情に基づく事実の真相に立脚することが必要」なので、元軍人の当事者を臨時委員と同様な資格で会議に参加させてほしい。また、研究・審議に当たっては、「単なる結果論に墮することなく」「厳正なる観審」を求めたい<sup>(64)</sup>。この発言の趣旨は、ややわかりにくいのが、敗戦という結果から戦争を批判するのではなく、多くの元軍人を交えて、軍事的な敗因を調査したいということである。飯村以外の元軍人も、結果論からの戦争批判や、調査に関与する当事者(元軍人)が少ないことを危惧

表3 調査会における議論の傾向

調査の目的	調査の重点	戦争観	主な論者
戦史の編纂	敗戦の原因(戦争遂行過程)	明言せず(敗戦を反省)	飯村穰、宮崎周一、(八木秀次)
戦争が不可避であったことの調査	開戦の原因	避けられなかった戦争	渡辺幾次郎
戦争責任の調査・追及	開戦の原因	避けられた戦争、誤った戦争	松村義一、渡辺鏡蔵
戦争批判と平和国家建設	開戦の原因と敗戦の原因(戦争遂行過程)の双方		幣原喜重郎、青木得三、馬場恒吾、中村孝也

(出典) 各種会議の記録に基づき、筆者作成。

(62) 「戦争調査資料第四号ノ二 今次戦争調査ニ関スル言論界トノ懇談会概要(昭和21.1.30)」(昭和21年1月25日開催)  
「戦争調査資料第四号ノ三 今次戦争調査ニ関シ調査、研究諸団体トノ懇談(昭和21.1.30)」(昭和21年1月28日開催)  
『戦争調査会事務局書類十九ノ一・諸調査資料』(国立公文書館所蔵)

(63) 『戦争調査会資料綴 昭和21.1.21～21.5.25』前掲注(4)

(64) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.5-6.

していた<sup>(65)</sup>。

第2は、「戦争が不可避であったことの調査」である。これは、渡辺幾次郎委員（第四部会）が強く主張していたが、少数意見であった。渡辺は、戦争に至る過程では、誰も抑えることのできない「強い時代の力」があったとして、開戦の責任者を追及することに反対し、戦争がやむを得ないものであったことを調査すべきであったとしていた<sup>(66)</sup>。

第3は、「戦争責任の調査・追及」で、特に、松村義一委員（第一部会）が、強く主張していた。松村は、貴族院においても同趣旨の質問をしていたが、連合国を含め各方面に一切遠慮せず調査して、戦争責任の所在を明らかにしてほしい、また、日本内部で戦争責任者を追及することが必要であると述べていた<sup>(67)</sup>。渡辺鍬蔵委員（第三部会）も、戦争責任者が追及を免れている状況を正すべきであると述べていた<sup>(68)</sup>。渡辺の場合、戦争責任の所在を調べることにより、世界の誤解を解く（連合国側が指摘している戦争犯罪者が必ずしも適切でないことを示す）意義があると考えていた<sup>(69)</sup>。また、戦争責任だけでなく、国家困窮責任（不利な中での戦争継続責任）も追

及すべきと述べていた<sup>(70)</sup>。両者とも、敗戦の原因は戦争を始めたことにありとし、開戦したことを批判的に捉えていた<sup>(71)</sup>。

第4は、「戦争批判と平和国家建設」である。この考え方は、幣原総裁、馬場恒吾委員（第四部会長）らにみられた。このうち、馬場は、敗戦の原因は開戦したことであり、調査によって、日本が戦争を始めたことと、戦争全体がいけないという結論に達すれば、戦争放棄が盛り込まれている憲法草案を裏付けるために有効である、しかし、敗戦の原因を調査することは、「死んだ子の年を数えるような」ものである、と述べていた<sup>(72)</sup>。馬場や中村孝也委員（第四部会）は、戦争が不可避であったか否かは、根本の問題であり、客観的な事実をもとに判断すれば、避けられる戦争であったという結論が出ると予測していた<sup>(73)</sup>。一方、幣原は、敗戦の原因や実相を調査する目的は、戦争犯罪者の追及や、次の戦争で勝利することではなく、このような苦境に陥った原因を探求して、再び失敗を繰り返させないことにありとしていた<sup>(74)</sup>。幣原は、繰り返してはならない「失敗」とは、「敗戦」ではなく「開戦」であると考えており、日本がど

(65) 宮崎周一は、「勝てば官軍→調査会の態度」「正、不正は勝敗とは別」とメモしていた。また、第二復員省の総務局長として調査会の調査官を務めていた山本善雄は、第1回総会の感想として、「戦争に直接関係少なりし人を選定せる委員なれば、新顔多し、只今後の調査果して真相を書き得るや疑問なり」と日記に記していた。『戦争調査会資料綴 昭和21.1.21～21.5.25前掲注(4)：「山本善雄日記 昭和21年3月27日」』『山本資料 山本善雄日記(5) 昭和21年(複製)』(⑨その他-山本-37\_2, 防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)

(66) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.10-12.

なお、山本善雄（第二復員省総務局長）は、渡辺幾次郎委員の意見は「傾聴に値」する、と日記に記していた。「山本善雄日記 昭和21年4月4日」前掲注(65)

(67) 「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」前掲注(24), pp.13-14；「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.2-4.

(68) 「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」前掲注(24), p.8.

(69) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.32-33.

(70) 「戦争調査会定例部会長会議事速記録 昭和21年6月11日」pp.162-168。『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(71) 第89回帝国議会貴族院議事速記録第4号 昭和20年12月1日 p.32；「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), p.22.

(72) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.7-8.

(73) 「戦争調査会第四部会第1回議事速記録 昭和21年4月23日」pp.18-21。『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(74) 「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」前掲注(24), pp.2-3.

のように敗戦したかを調査・記録しておくことは、将来の日本人に再び戦争を起こさせないために有益であって、決して「死んだ子の年を数える」ことではないと説明していた<sup>(75)</sup>。また、青木事務局長官は、敗戦の調査と平和国家建設との関係について、例えば戦争遂行中の言論圧迫は、敗戦の原因でもあり、平和国家建設の障害でもあるから、これを調査して発表することがよいと説明していた<sup>(76)</sup>。彼らは、開戦が誤りであったという認識では、「戦争責任追及」論者と同じであったが、調査の目的は、「戦争を再び起こさない国づくり（平和国家建設）」であると考えていた。

**【調査の重点】** どこに重点を置いて調査すべきかについては、「開戦の原因」と「敗戦の原因（戦争遂行過程）」という2つの考え方があった。

「開戦の原因」を重視していたのは、主として、開戦したことを批判していた「戦争責任の調査・追及」論者と「戦争批判と平和国家建設」論者であった。部会単位でみると、第一（政治外交）、第三（財政経済）<sup>(77)</sup>、第四（思想文化）の三つの部会であった。彼らに共通していたのは、調査会の設置根拠である閣議決定の表題には、「敗戦ノ原因及実相調査」とあるが、敗戦の原因は開戦そのものにあるので、開戦に至った原因や経緯に重点を置いて調査すべきであるという考えであった。ただし、「戦争批判と平和国家建設」論者のうち、幣原や青木は、開戦だけでなく、敗戦に至る経緯（戦争遂行過程）の調査も重視していた。このほか、「戦争不可避」論者も、そのことを結論づけるために、開戦原因の調査

を重視していた。

一方、「敗戦の原因（戦争遂行過程）」を重視していたのは、主として「戦史編纂」論者であったが、注目されるのは、第五部会（科学技術）の考え方である。八木秀次委員（第五部会長）は、第五部会の認識として、科学技術は戦争遂行中に非常に役立ったため、考究すべきは戦時中に多くあり、敗戦の原因は戦争遂行の拙劣であると説明していた<sup>(78)</sup>。八木は、戦前にもっと軍備に予算を出してくれれば「戦争がもう少し楽に行った」という戸塚道太郎臨時委員（第二部会）の発言に対しては、「承認致し兼ねる」と反発していたが<sup>(79)</sup>、開戦あるいは戦争の批判はせず、敗戦の原因を戦争遂行過程に見出していた点では、元軍人と共通していた。なお、副総裁の芦田は、元軍人らとは全く別の理由から、開戦に至る事情よりも、戦時中の日本の政治、経済政策等に重きを置くべきであると述べていた。芦田は、一部の連合国が調査会に懸念を示しているため、連合国側に、「日本流に勝手にやっている」という疑いを抱かせず、「科学的研究」が主であるという印象を与える必要があると考えていた<sup>(80)</sup>。

### 3 内定した調査方針と調査項目

**【調査方針】** 総会と各部会での議論・検討をふまえ、1946年6月11日の部会長会議では、「戦争調査会ノ運営ニ就テ（案）」が議題とされ、原案どおり了承された。ここでは、調査方針、調査方法、発表方法が定められていた。全体の基本となる調査方針は、下記のとおりである<sup>(81)</sup>。

(75) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), pp.8-9.

(76) 「戦争調査会第四部会第1回議事速記録 昭和21年4月23日」前掲注(73), p.7.

(77) 山室宗文委員（第三部会長）は、「戦争に導いた原因が、（中略）敗戦の最も大きな原因であるような見方に自然になります」と述べていた。「戦争調査会定例部会長会議事速記録 昭和21年6月11日」前掲注(70), p.152.

(78) 同上, pp.110, 144-145.

(79) 同上, pp.81-82, 128.

(80) 「戦争調査会定例部会長会議事速記録 昭和21年7月10日」前掲注(16), pp.13-16.

(81) 「戦争調査会定例部会長会議事速記録 昭和21年6月11日」前掲注(70), pp.130-131.

1. 太平洋戦争の起った原因を、日本の置かれた世界的環境と日本の国内事情との両方面から、世界史的立場に立って究明する。
2. 太平洋戦争を遂行するに当って、日本のとった種々の方策、その実施の経緯及び効果を明かにし、又戦争による日本の国内事情の変化を究める。即ち、戦争経過の実情を明確にし、更に敗戦に導いた真因を探求する。
3. 降服後の日本がどのような困難に直面し、又それを処理したか、その実情を明かにする。

以上の調査を行う結果として、この戦争の顛末について正確な歴史的資料を後世に遺し、恒久的な平和日本を建設するための基本的な指標を導き出す。

ここには、前節で紹介した様々な議論が盛り込まれている。各会議での議論では、「開戦の原因」の調査に重点を置き、それに基づき「平和国家建設への提言」を行うというものが主流であったが、調査の目的には、「戦争の顛末の歴史的資料を遺すこと」、調査の対象には、「敗戦の原因（戦争遂行過程）」も含まれている。渡辺鍬蔵委員は、総会で、調査目標や方針に関して、①開戦すなわち敗戦なので開戦原因の調査を重視、②敗戦の原因を検討、③戦争そのものをなくすことを考慮、という3点が指摘されたと整理していたが<sup>(82)</sup>、これらすべてが採用されている。ただし、「戦争責任の調査・追及」は、

含まれていない。

このほか、調査方法では、先に紹介したような総会や部会の具体的な役割や、調査の委託方法、時期的段階（基礎資料の収集整理と基礎調査に2年、総合的な調査に2年、総合的批判に1年の計5年）が記されている。ただし、発表の形式や時期については、今後総会で定める方針に従うとするのみであった。

**【調査項目】** 調査方針の策定と並行して、具体的な調査項目も検討された。当初は、事務局の調査官が、調査会が設置された1945年11月から翌年3月までの期間に、「担当予備調査項目」の案を作成していた<sup>(83)</sup>。これは、調査官が実際に担当できるものをリストアップしたもので<sup>(84)</sup>、総会、各部会において参考として示されたが、委員からは、担当者の有無から項目を選定するのではなく、全体にわたるプランを立てておくべきという意見が多く出された。これを受けて、事務局の各調査室は、項目案を作り直して各部会に提出し、そこで修正された案が、部会長会議に提出された<sup>(85)</sup>。各部会の項目案は、1946年6月11日と7月10日の部会長会議において、質疑を経て、いずれも了承された。

また、7月10日の部会長会議では、各部会が作成した調査項目を整理・統合して時系列的に160項目に並べた案（7月案）が配布されたが<sup>(86)</sup>、芦田副総裁からは、いくつかの問題点や、内容をもう少し整理する必要があると指摘された<sup>(87)</sup>。なお、青木事務局長官は、今後、項目案を総会に諮る際には、その内容を連合国最高司令官総司

(82) 「戦争調査会第2回総会議事速記録 昭和21年4月4日」前掲注(39), p.19.

(83) 「戦争調査会第1回総会議事速記録 昭和21年3月27日」前掲注(24), pp.6-7; 「戦争調査会事務局調査官担当予備調査項目（昭和21.3.15）」「戦争調査会事務局事務官担当予備調査項目追加分（昭和21.4.2）」『戦争調査会関係書類』前掲注(26)

(84) 「戦争調査会第四部会第1回議事速記録 昭和21年4月23日」前掲注(73), p.12.

(85) 同上, pp.12, 16; 「戦争調査会定例部会長会議議事速記録 昭和21年6月11日」前掲注(70), pp.14-16.

(86) 「調査項目（案）」（1946年7月10日の部会長会議で配布）『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(87) 「戦争調査会定例部会長会議議事速記録 昭和21年7月10日」前掲注(16), pp.13-16.

令部（以下、GHQとする）にも通知する方針を説明した<sup>(88)</sup>。その後、8月14日の部会長会議では、調査項目案は既にできており、あとは総会に諮る状態であることが<sup>(89)</sup>、8月17日の帝国議会では、68項目の案が出来上がっていることが紹介されているが<sup>(90)</sup>、これが、7月案を修正したうえで内定していた案（8月案）であった（表4参照）。

7月案と8月案とを見比べると、項目内容に大きな変化はなく、各部会が担当する項目数の比率もさほど変化していない。各部会の担当比率をみると、第二、第五部会の割合が、合計で2割弱と低くなっている。他方、第一、第三、第四部会の担当項目の比率は、合計で8割強を占めている（表5参照）。また、8月案では、第五部会の戦争中の科学技術に関する項目の大部分が削除されている。これらは、敗戦原因の多くは戦争遂行中にあると認識していた第二、第五部会の役割が低く抑えられた一方で、「開戦原因の調査」と「平和国家建設への指標の導出」を重視していた第一、第三、第四部会の考え方が、調査会の主流として位置づけられたことを意味していると思われる。

以上のように、戦争調査会は、1946年6月に調査方針を、同年8月に調査項目を内定し、次の総会で正式決定を行う段階まで進んでいた。調査方針と項目は、調査会で出された主な議論をふまえたものではあったが、戦争責任者の調査については言及がなかったため、その究明や追及を求めていた当時の世論には必ずしも十分応えていなかったように思われる。また、様々な分野の調査項目が時系列的に並べられているが、この形式では、論点や主張が明確にならなかった可能性もある。さらに、後世の視点から

みれば、例えば、戦争によって自国民が被害を受けたという意識が強い一方で、他国民に被害を与えたという加害者意識が薄い、といった批判<sup>(91)</sup>をなし得ると思われる。ところが、調査項目が内定した8月に、政府は、連合国側の意向を受けて、調査会を廃止することを内定していた。

(88) 同上, pp.47-49.

(89) 「定例部会長会議事速記録 昭和21年8月14日」p.20.『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(90) 第90回帝国議会衆議院予算委員会議録第17回 昭和21年8月17日 p.343.（米窪満亮衆議院議員）

(91) 例えば、功刀「大東亜戦争調査会の戦争責任観」前掲注(3), p.91.

表4 内定していた調査項目案（1946年8月現在）

項目	担当部会 (推定)	項目	担当部会 (推定)
1 日本人の世界観及国民性の概観	4	35 軍国主義的思想の強化と反軍思想の弾圧	4
2 日本人の文化水準	4	36 学術、研究、調査の統制	4
3 第一次世界大戦後の国際情勢と日本の国防 方策	1	37 戦時宗教対策	4
4 近代日本の経済機構とその特徴	3	38 官僚の言論統制	4
5 人口と国内資源との関係	3	39 官僚の文化統制	4
6 世界経済恐慌下に於ける日本の政治経済対 策	3	40 太平洋戦争の戦闘経過	2
7 田中内閣の大陸政策と浜口、若槻内閣の対 内、対外政策	1	41 戦争の実相から見た陸海空軍の編制、組織、 運用の適否と功過	2
8 中国に於ける国民革命と国内統一運動	1	42 作戦用兵上の主要敗因	2
9 中国資本主義経済の成長	3	43 戦争勃発前に於ける科学技術力の実績と戦 争計画者の科学技術に対する態度	5
10 日本軍隊教育の実態	4	44 東条内閣の成立から対米英開戦までの経緯	1
11 満洲事変の戦闘経過	2	45 太平洋戦争中の日本と枢軸諸国との協力状 態	1
12 満洲事変を中心とする国内問題と国際情勢	1	46 太平洋戦争中の補給と消耗の実状	3
13 海軍々縮を繞る諸問題	1	47 太平洋戦争中に於ける統制理念とその機構 及び特徴並に軍の経済干渉	3
14 広田内閣の成立から第一次近衛内閣の成立 までの間の国内情勢の推移	1	48 太平洋戦争中の政治指導力の強化	1
15 軍の政治干渉とその影響	2	49 戦時経済政策実施の経緯	3
16 陸海軍人を中心とする諸事件の発生とその 経緯	2	50 太平洋戦争による金融及び産業機構の変化	3
17 満洲事変下の財政膨張とインフレーション 政策	3	51 戦時生産の推移	3
18 景気転換期の日本経済の種々相	3	52 戦時インフレーションの実相	3
19 国際経済に於ける日本の地位	3	53 戦争による国民生活の変貌	3
20 民主々義的、自由主義的思想と全体主義的、 国家主義的思想の対流	4	54 太平洋広域経済圏建設の特質と国内諸民族 の動向	3
21 国際主義的思潮と国家主義的思潮との対流	4	55 満洲、中国、仏印、シヤム、マライ、ビルマ、 フィリッピン、インドネシヤ等に於ける政 治経済工作の実績	3
22 教育の軍国主義化	4	56 企業整備、疎開、防空施設等戦時経済実施 による経済的損失の実情	3
23 支那事変の戦闘経過	2	57 戦争による物的と人的の直接的損失の実情	3
24 支那事変前後の中国の政治経済情勢	1	58 戦争中に於ける科学技術活動の実情	5
25 支那事変の直接原因と日本政府の対策	1	59 戦局の推移に影響を与えた諸原因中科学技 術に関係ある事項	5
26 日独伊三国接近の経緯と三国同盟	1	60 戦争による民心の動向及社会構造の変化	4
27 支那事変後の戦争指導特に最高戦争指導機 関と戦争指導方策	2	61 日華国交調整	1
28 支那事変下に於ける日本の大陸経済政策	3	62 終戦措置	1
29 平沼内閣の成立から第三次近衛内閣の辞職 までの国内政情並対外政策	1	63 将来の列国の動向と戦後の世界機構	1
30 臨時軍事費特別会計の設置とこれによる予 算の膨張	3	64 敗戦後に於ける日本経済の動揺	3
31 経済新体制の成立とその影響	3	65 敗戦に伴う領土と在外権益の喪失及び賠償 による経済的損失	3
32 朝鮮、台湾、樺太等外地施政並に経済の発 展	3	66 敗戦の結果が科学技術に及ぼす影響	5
33 第二次世界大戦の勃発とその日本経済に及 ぼした影響	3	67 戦後の思想対策	4
34 満洲事変後の国家総力戦態勢と其の運用の 実績	2	68 戦争調査の結果に基づく平和日本建設の構想	1

(注) 1946年7月現在の調査項目案には、各項目の担当部会が明記されているが、8月現在の案には記されていない。そのため、7月現在の案に基づいて、筆者が各調査項目の担当部会を推定した。

(出典)「調査項目(案)」『戦争調査会事務局書類一・官制及事務分掌規程』;「調査項目(案)」『戦争調査会事務局書類十・会議記録(総会、聯合部会)』(以上、国立公文書館所蔵);第90回帝國国会衆議院予算委員会議録第17回 昭和21年8月17日 p.343に基づき、筆者作成。

表5 各部会の調査項目の担当数

	7月案		8月案	
	項目数	割合	項目数	割合
第一部会	42	0.26	17	0.25
第二部会	8	0.05	9	0.13
第三部会	68	0.43	25	0.37
第四部会	20	0.13	13	0.19
第五部会	22	0.14	4	0.06
計	160	1.00	68	1.00

(出典)「調査項目(案)」『戦争調査会事務局書類一・官制及事務分掌規程』;「調査項目(案)」『戦争調査会事務局書類十・会議記録(総会、聯合部会)』(いずれも国立公文書館所蔵)に基づき、筆者作成。

### III 戦争調査会の廃止とその後

#### 1 対日理事会における賛否両論

戦争調査会は、もともとGHQの一定の了解を得たうえで、設置されていた。先に紹介したように、海軍によれば、1945年10月初めの段階で、「大東亜戦争誌編纂」の調査については「[マ]司令部とは諒解済み」であり、また、終戦連絡中央事務局は、調査会の設置については、GHQの了解を得ていると認識していた<sup>(92)</sup>。実際に調査会が設置された後は、終戦連絡中央事務局の意向によって、GHQとの連絡は、専ら同事務局を通じて行っていたが、芦田副総裁は、対日理事会(Allied Council for Japan: ACJ)<sup>(93)</sup>で調査会が問題視されている状況を見て、GHQと直接連絡をとる必要があると指摘していた<sup>(94)</sup>。

戦争調査会の活動に対して、一部の連合国が最初に懸念を示したのは、1946年6月27日の対日理事会第8回会合である。ソ連代表のクズマ・デレビヤンコ(Kuzma N. Derevyanko)は、議長のジョージ・アチソン(George Atcheson, Jr.)米国代表に対し、日本政府が設置した戦争調査会の存在意義が疑わしいとして、その任務、構成等についての情報提供を求めた<sup>(95)</sup>。その後、7月10日(第9回)と8月7日(第11回)の会合において、戦争調査会の問題がとりあげられたが、米国と中華民国が好意的な理解を示したのに対し、ソ連と英連邦は強い懸念を示した。各代表の見解は、次のようなものであった。

ソ連代表は、まず、調査会設置の必要性を疑う理由として、侵略戦争の原因の調査や戦争扇動者の暴露や処罰という任務は、極東国際軍事裁判所に属していることを挙げ、そのうえで、調査会の設置は、日本のあるグループが合法的に戦争の経験を総括する試み以外の何物でもなく、日本政府に調査会の解散を命じることを連合国最高司令官に勧告する、と述べた<sup>(96)</sup>。また、元軍人が調査に携わることは、戦争経験の研究が、参謀本部の幕僚たちによる指揮と総括という、まさに独特の方法で行われることであり、彼らは、他の多くの専門家、特に、戦時中の東条(英機)、小磯(国昭)内閣において科学技術

(92) 「戦争調査会定例会長会議事速記録 昭和21年7月10日」前掲注(16), p.11.

(93) 対日理事会は、連合国最高司令官の諮問機関として東京に設置された日本占領管理機関で、ワシントンにあった極東委員会の出先機関である。会合は、1946年4月から1952年4月までに計164回、公開で開かれた。米国、英連邦(英国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)、ソ連、中華民国の4者の代表で構成され、議長は、米国代表である連合国最高司令官またはその代理とされ、マッカーサーの代理としてジョージ・アチソンが就任した。理事会の任務は、降伏条項や占領管理に関する指令の実施について連合国最高司令官と協議し助言することであったが、マッカーサーが他の連合国の介入を嫌ったことや冷戦の開始に伴う米ソ間の対立のため、ほとんど機能することはなかった。

(94) 「戦争調査会定例会長会議事速記録 昭和21年7月10日」前掲注(16), pp.10-14.

(95) “Verbatim Minutes of the Eighth Meeting, Allied Council for Japan, 26 June 1946,” pp.39-40. (Allied Council for Japan; Verbatim Minutes of the 1st Meeting (5 Apr. 1946) through the 164th Meeting (23 Apr. 1952) = 対日理事会議事録, ACJ-1, リール1, 国立国会図書館憲政資料室所蔵) 対日理事会の記録としては、終戦連絡中央事務局総務課長、総務部長であった朝海浩一郎氏が傍聴して作成した詳細なものもあるが、完全な議事録ではない。外務省編『初期対日占領政策(下)一朝海浩一郎報告書』毎日新聞社, 1979.

(96) “Verbatim Minutes of the Ninth Meeting, Allied Council for Japan, 10 July 1946,” pp.21-22. (Allied Council for Japan; Verbatim Minutes of the 1st Meeting (5 Apr. 1946) through the 164th Meeting (23 Apr. 1952) = 対日理事会議事録, ACJ-1, リール1, 国立国会図書館憲政資料室所蔵)

審議会<sup>(97)</sup>の委員であった八木（秀次）工学博士のような兵器技術の専門家たちに囲まれて、戦争調査会の周囲に集まっていると指摘し<sup>(98)</sup>、主として、調査会のなかに元軍人や戦争遂行に協力した科学者が含まれていることを批判した。

英連邦代表でオーストラリア人のマクマホン・ボール（W. Macmahon Ball）は、ソ連とは別の視点から、調査会の活動内容について、強く懸念を示した。調査会の目的が、次の戦争を避けるためなのか、次の戦争で負けないためなのか不明確であることや、調査会の結論が連合国の判決と一致すれば害はないが、一致しない場合は容認できないこと、つまり、調査会の活動が実質的なものとならないことを指摘したうえで、直ちに解散せよとは勧告しないが、この活動には真の効用はなく、むしろかなり危険であると述べた<sup>(99)</sup>。

一方、中華民国代表の朱世明（Chu Shih-Ming）は、調査会の設置に異論はなく、むしろ良いことであり、戦争犯罪を糊塗する傾向がみられれば、最高司令官がそれを容易に止められるであろうと述べた<sup>(100)</sup>。

米国代表のアチソン議長（GHQ 外交局長）は、次のように述べていた。調査会が正しい結論に達しない可能性はないと考えており、必要な場合には、もちろん最高司令官によって行動がとられる。日本が過去の戦争の原因や敗因を考慮することに害はなく、現時点で、日本人による

自由な調査に反対し、介入する適切な理由は見出せない。米国代表としては、ソ連代表の提案には同意しない<sup>(101)</sup>。

このように、対日理事会では、調査会に対する賛否が二分しており、米国は、調査会の活動をある程度擁護する発言をしていたが、一方では、ソ連と英連邦の強い反対意見を無視することもできないと考えていた。8月9日、GHQ 外交局長代理（最高司令官政治顧問、対日理事会米国代表代理）のマックス・ビショップ（Max W. Bishop）は、朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務課長（翌日付で総務部長）との会談において、米国としては、「ソ連、英国あたりから相当有力な非難あり、公開の席においては弁護するに困難な場合もある」が、「如何なるサヂェスションを日本側になすべきや」は、アチソンや GHQ 関係者と研究したいと述べていた<sup>(102)</sup>。また、8月12日、アチソンは、青木事務局長官に対して、日本側の説明はマッカーサー元帥も自分も十分了承しているが、「ソヴェトを始め、イギリス、ニュージーランド、豪州、カナダ等の諸国が本調査会の存置に反対しておるので困る」と述べていた<sup>(103)</sup>。

しかし、既にこの時点で、マッカーサーは、調査会の廃止を決めていたようである。8月14日の夕方に、吉田首相、幣原総裁と青木事務局長官は、「マッカーサー元帥の意向が調査会廃止迄の期間は、一、二ヶ月位なら差支ないとの

(97) 科学技術審議会は、「内閣総理大臣の監督に属し、関係各大臣の諮問に応じて重要国策の科学技術的検討その他科学技術に関する重要事項の調査審議を行う」こと、すなわち、戦争遂行のために各種科学技術を総合的に活用することを目的として、1942年12月に設置され、1945年9月に廃止された（「科学技術審議会官制」（昭和17年12月28日勅令第850号）、「特許法施行令中改正等ノ件」（昭和20年9月5日勅令第522号））。戦争調査会の委員のうち、八木秀次、柴田雄次、木村介次の各氏が、科学技術審議会の委員を務めていた。「総合的科学技術へ 和田技術院次長、審議会の使命強調」『朝日新聞』1942.12.29;「軍官民の権威網羅 科学技術審議会職員決る」『朝日新聞』1942.12.29, 夕刊。

(98) “Verbatim Minutes of the Eleventh Meeting, Allied Council for Japan, 7 August 1946,” pp.13, 15. (Allied Council for Japan; Verbatim Minutes of the 1st Meeting (5 Apr. 1946) through the 164th Meeting (23 Apr. 1952) = 対日理事会議事録, ACJ-1, リール 1, 国立国会図書館憲政資料室所蔵)

(99) “Verbatim Minutes of the Ninth Meeting, Allied Council for Japan, 10 July 1946,” *op.cit.*<sup>(96)</sup>, pp.20-23.

(100) *ibid.*, pp.19-20.

(101) *ibid.*, pp.21, 23.

(102) 「定例部会長会議事速記録 昭和21年8月14日」前掲注(89), pp.16-17.

(103) 同上, pp.17-18.

ことから、調査会を9月末日に廃止することを内定したのである<sup>(104)</sup>。米国側の検討経緯は不明であるが、彼らは、戦争調査会が存続することにより、対日理事会での意見対立が長期化し、紛糾することを懸念したのではないかと考えられる。10月2日の第16回会合では、アチソン議長は、「日本政府は、戦争調査会に対するソ連と英連邦代表の批判を考慮し、調査会の目的についてさらなる誤解を避けるため、自発的に戦争調査会を廃止した」と説明した<sup>(105)</sup>。アチソンは、この問題に関するソ連や英連邦の態度には、不満を抱いていたようである<sup>(106)</sup>。

## 2 調査会の廃止と「平和建設研究所」構想

戦争調査会の廃止を内定する直前（1946年8月14日午後）に開かれていた部会長会議では、「最悪の場合」の方針についても議論された。青木事務局長官は、これまでに内定した調査方針と項目は、まだ総会の決議を経ていないので、もう一度総会を開いてこれらを決議したうえで、調査会を自発的に解散することを宣言したいと述べた<sup>(107)</sup>。これに対し、廃止を命じられる前に、とりあえず調査項目だけを総会で決定しておくべきという意見（渡辺鏡蔵、斎藤隆夫委員）も出された<sup>(108)</sup>。

ところが、幣原総裁は、総会は「成る可く遅く開こう」という考えであった。幣原が、総会の開催に「左程熱意がない様に見受けられた」のは、今後、新たに民間団体を設立して調査を継続させようと考えていたためであった。調査会の廃止について説明がなされた8月27日の部会長会議では、許されるならば、解散までの期間も調査を継続して、その結果を一般に公表したい（大河内輝耕委員）、最後のけじめとして総会を開くべき（片山哲委員）という意見も出されたが、結局、幣原の意向どおり、次の総会は「なるべく遅く」開くこととされた<sup>(109)</sup>。結果として、最後の総会は開かれず、この部会長会議が、調査会の最後の活動となった。

なお、政府は、8月14日に調査会の廃止を内定した後も、2つの選択肢（元軍人の臨時委員を退職させるのみにするか、調査会を廃止するか）を検討中であると説明していた<sup>(110)</sup>。8月21日と22日には、「戦争調査会の性質に付、対外的疑惑を解く為、軍事に関する調査を中止したので、元軍人を嘱託として（臨時委員に）置く必要がなくなった」として、元軍人の嘱託と臨時委員を全員免じている<sup>(111)</sup>。この措置が、調査会の存続を図るための方策であったか否かは不明であるが、結局、1946年9月29日付けで、調査

(104) 「臨時部会長会議議事概要 昭和21年8月27日」p.2.『戦争調査会事務局書類十・会議記録（総会、聯合部会）』（国立公文書館所蔵）

(105) “Verbatim Minutes of the Sixteenth Meeting, Allied Council for Japan, 2 October 1946,” p.9. (Allied Council for Japan; Verbatim Minutes of the 1st Meeting (5 Apr. 1946) through the 164th Meeting (23 Apr. 1952) = 対日理事会議事録, ACJ-1, リール1, 国立国会図書館憲政資料室所蔵)

(106) ボールの日記によれば、アチソンは、10月2日の対日理事会についての報道発表のなかで、「戦争調査会の活動の目的に関して私〔ボール、筆者注〕が誤った意見を表明した」という見解を示していた。なお、ボールは、この日の会合ではさしたる意見を述べていないが、調査会廃止を聴いた際には、思わず「Good」と発している。アラン・リックス編（竹前栄治・菊池努訳）『日本占領の日々―マクマホン・ボール日記』岩波書店、1992、p.110：“Verbatim Minutes of the Sixteenth Meeting, Allied Council for Japan, 2 October 1946,” *ibid.*, p.9.

(107) 「定例部会長会議議事速記録 昭和21年8月14日」前掲注(89), pp.20-21.

(108) 同上, pp.22-24.

(109) 「臨時部会長会議議事概要 昭和21年8月27日」前掲注(104), pp.3-5.

(110) 第90回帝国議会衆議院予算委員会議録第17回 昭和21年8月17日 pp.343-344. (吉田茂内閣総理大臣)

(111) 「復員事務局堀場一雄外七名事務嘱託を解くの件 昭和21年8月21日」『任免裁可書・昭和二十一年・任免巻百五十』；「安倍能成外二十七名命免の件 昭和21年8月22日」『任免裁可書・昭和二十一年・任免巻百五十一』（いずれも国立公文書館所蔵）

会事務局の主な事務官は、内閣官房総務課に異動となり<sup>(112)</sup>、翌30日に、戦争調査会は廃止された<sup>(113)</sup>。廃止の際には、上記のような事務手続きが進められた一方で、総会の開催（調査方針や項目の正式決定、解散宣言）や、それまでになされた調査結果の公表等は、一切行われなかった。

戦争調査会の廃止後は、幣原が考えていた方針に基づき、引き続き調査事業を行うため、「財団法人平和建設研究所」の設立が計画され、準備が進められた。吉田首相宛ての設立許可申請書には、「万世の平和を確保し、健全なる新国家を建設する方途を研究する為」に法人を設立し、調査会の元副総裁の芦田均、元委員の齋藤隆夫、大河内輝耕、片山哲、山室宗文、渡辺鏡蔵、馬場恒吾、中村孝也、柴田雄次の各氏が、その設立者となっていた<sup>(114)</sup>。また、実際に財団設立のために尽力していたのは、青木得三元事務局長官であった<sup>(115)</sup>。設立者のなかに元軍人はいないが、幣原は、宮崎周一に対して、「第二部会付臨時委員は引続き協力」するように依頼していた<sup>(116)</sup>。幣原は、「戦争のことを調査するのに軍人を皆抜いてしまってやれば、どんな調査や結果が出来るかね」と考えていた<sup>(117)</sup>。

設立許可申請書の別紙には、詳細な事業計画案が記されていたが、そのなかには、戦争調査会の調査方針よりも踏み込んだ内容が記されて

いた<sup>(118)</sup>。例えば、戦争調査の範囲を超えたものとして、下記が目を開く。

- ・事業要綱：「重要時事問題の解決に必要なる実際運動を行うこと」
- ・調査研究要目：「日本再建方策の根本的研究」、「世界情勢の研究」
- ・緊急研究発表を要する特殊問題：「マッカーサー司令部の命令条項」
- ・調査研究及発表方針：「連合国の日本管理方策を詳説すること」

1946年11月20日には、首相官邸で、設立者相談会が開かれた。これは、幣原国務大臣（前首相）が招請したもので、幣原、青木、設立者のうち芦田と片山を除く7名、法人基金を寄付した玉屋喜章（のち参議院議員）が参加し、青木が作成した設立趣意書等の各種原案を検討し、修正を加えた<sup>(119)</sup>。

ところが、GHQは、「名前が違うのみで事実は何等変わらない」として、大蔵省が昭和21年度の補正予算に計上していた法人への委託調査費の支出だけでなく、法人の設立自体も承認しなかった<sup>(120)</sup>。GHQがこの法人に対して否定的な態度を示した理由は不明であるが、前掲の事業計画案のなかに、占領軍の政策評価・批判につながるような活動が含まれていたことを問題視した可能性は考えられる。こうして、戦争

(112) 「内閣事務官多田仁己外二十一名勤務の件 昭和21年9月29日」「内閣事務官松浦四郎勤務の件 昭和21年9月29日」『任免裁可書・昭和二十一年・任免巻百六十八』（国立公文書館所蔵）

(113) 「戦争調査会官制を廃止する勅令」（昭和21年9月30日勅令第454号）

(114) 「財団法人平和建設〔研究〕所設立許可申請書 昭和21年10月15日」『戦争調査会関係資料』（第1冊）（憲政資料室収集文書1244、国立国会図書館憲政資料室所蔵）

(115) 青木 前掲注(4), pp.147-148.

(116) 「宮崎周一中将日誌 [昭和21年] 8月17日」『宮崎周一中将日誌 復員時代日誌2 昭和21年6月15日～昭和21年12月20日』（中央-作戦指導日記-564、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵）

(117) 幣原平和財団 前掲注(4), pp.591-592. ただし、戦争調査会の第二部会の構成を見た場合、元軍人を排除する必要はなくとも、元軍人のみである必要があったのかという疑問は残る。また、彼らは、第一、第二復員省の代表者という性格が強かったことが指摘できる。

(118) 「財団法人平和建設〔研究〕所設立許可申請書 昭和21年10月15日」（別紙の部分）前掲注(114)

(119) 「柴田雄次日記 1946年11月20日」前掲注(43)

(120) 「戦争調査会の発足から廃止まで（青木得三談）」前掲注(16)；青木 前掲注(4), pp.147-148.

調査会の事業は、民間団体に引き継がれることなく名実ともに終了し、青木が個人の事業として出版した『太平洋戦争前史』全6巻のみが残されるという結末となった<sup>(121)</sup>。

## おわりに

戦争調査会は、実質的な活動を行った5か月の間（1946年3月末から8月末まで）に、調査方針と調査項目を内定したが、対日理事会においてその存在について否定的な意見が出されたことを受けて、日本政府によって、「自発的に」廃止された（同年9月30日）。報告書が作成・公表される段階には至らず、内定していた調査方針と調査項目も一般には公表されなかったため、この調査会の存在が多くの人の記憶に残ることはなかった。

それでも、残された記録は、次のようなことを明らかにしている。調査会では、設置根拠の1つである閣議決定の表題にあった「敗戦ノ原因及実相」よりも、むしろ、開戦原因に重点を置いて調査し、避けられた戦争を始めたことを批判的に総括し、その反省をふまえて今後の平和国家建設への提言を行うべきという議論が大勢であり、これらを調査方針として内定していた。また、各部会で検討された調査項目を68点に絞り、時系列的に並べてまとめたものを内定していた。したがって、調査が続けられていれば、上記に基づいた報告書が作成された可能性が高いと思われる。もちろん、会合では異なる意見（例えば、戦争遂行過程に重点を置いて敗戦原因を究明すべき、敗戦という結果から戦争を批判すべきでない等）もあったが、それらは、少な

くとも報告書の基調としては用いられなかったと思われる。

しかし、この調査会は、占領下という特殊な状況において、複数の連合国から、実際の議論の内容ではなく、主として構成員の一部（元陸軍・海軍中將、戦争遂行に協力した科学者）が問題視されたため、廃止を余儀なくされた。その際、幣原総裁は、民間事業として同様の調査活動を続けることを想定していたため、調査会は、調査方針・項目の正式決定や公表といった一定の区切りをつけることなく、活動を終えた。ところが、この民間団体は、GHQから承認が得られなかったため設立できなかった。こうして、戦争調査会の活動は名実ともに終焉した。

最後に、戦争調査会や原発事故調査委員会の事例をふまえ、過去の政策に関して事後に調査と検証を行うことの意味等について、若干考察したい。

第1は、調査機関が設けられる背景である。敗戦後の戦争調査会や、今回の原発事故調査委員会のように、国全体として、ある政策や事案について調査・検証する機関が設けられた際には、その原因や責任の調査が必要であるという認識が、多くの国民に共有されていたと思われる。無論、そのような認識があれば、必ず調査機関が設立されるわけではない。しかし、例えば、近年、日本政府のイラク戦争支持政策について、検証を求める声の一部に拳がったものの、それが幅広く共有されるまでには至らず、調査機関も設立されていないことを思い起こせば<sup>(122)</sup>、大多数の国民が調査を求めているか否かは、国に調査機関が設けられる可能性を左右

(121) 青木得三『太平洋戦争前史』（第1-2巻）世界平和建設協会，1950；青木得三『太平洋戦争前史』（第3-6巻）中島陸玄，1951-1952；青木得三（中村隆英解題）『シリーズ平和への検証 太平洋戦争前史』（全6巻、復刻版）ゆまに書房，1998。本書では、戦争の原因と考えられる1930年のロンドン海軍軍縮条約から1941年の日米交渉までが記述されている。

(122) なお、イラク戦争への参加・支持政策を調査・検証した国の事例については、久古聡美「オランダ及び英国におけるイラク戦争検証の動向（短報）」『レファレンス』713号，2010.6，pp.99-108を参照。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050277\\_po\\_071305.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050277_po_071305.pdf?contentNo=1)>

する1つの要素であると思われる。

第2は、事後の調査・検証において主に期待される、真相究明と責任追及である。調査の時期と真相究明との関係について、戦争調査会の中村孝也委員（第四部会）は、次のように述べている。

一方からいうと今やるのがよいが、他方からいうと今やることは出来ない。今やるほうがよいというのは、資料が一日一日に減びてしまう。今の内ならば減びる一歩手前で読むことが出来る。だから、なるべく早くやるほうがよい。もう一つは、山中に入って山を見ずで、今われわれは山の中にいるから、全貌を見られない。時間的に、場所的に若干距離を隔てると、全貌が見える。今のところは利害関係が錯雑するから、貴重なものでもうっかり出せないということがあるし、自分の持っているものでも提供し兼ねるものもあるから、結局調べても客観的な実相が分からない場合がある。しかし、そうかといって、年月を経過すれば資料が減びるから、早いほうがよいとも考える<sup>(123)</sup>。

ここで指摘されているように、直後に調査を行った場合でも、ある程度時間が経った後に調査を行った場合でも、資料の収集・発掘や全体像の把握といった点で、それぞれプラス面とマイナス面があるため、必ずしも、真相が全て明らかになるわけではないという限界がある。

責任追及については、調査機関の目的のなかに、個人や組織の責任追及を含めるか否かによって、あり方が異なってくると思われる。戦争調査会も、国会及び政府の原発事故調査委員

会も、設置根拠には、責任の所在を究明・追及するという目的は記されていないが<sup>(124)</sup>、そのような場合に調査機関がなしうことは、責任を有すると思われる個人あるいは組織を指摘し、批判することに留まるであろう。また、責任追及を目的とした場合でも、それは、真相究明の調査結果に基づいて行われるため、上述のような調査の限界に左右されると思われる。つまり、直後に責任追及を行った場合、関係者の存命中に資料や証言を収集し、それに基づき具体的な措置をとることができるが、全体像を把握したうえで、より正確に責任者や責任の軽重を判定できるのは、ある程度時間が経ってからであろう。しかし、その際には、多くの関係者が物故している可能性が高い。

第3は、調査機関を設けて報告書を発表することの意味である。上述のように、事後あるいは一定期間経過後に調査・検証を行ったとしても、真相究明と責任追及を、必ずしも徹底的になし得ない可能性がある。しかし、そのような限界があるにしても、国会や内閣に公式に設けられた調査機関がまとめた報告書は、政府にとっては、過去の政策を評価し、事後の政策を形成する際の拠りどころとなり、一般国民や国際社会にとっては、国による調査・検証の内容を知り、吟味し、それが実際の政策にどのように反映されたか否かを注視する際の手がかりとなると考えられる。戦争調査会が途中で廃止され、また、その際に活動内容を公表しなかったことは、このような拠りどころや手がかりを国内外に提供できなかったという意味で、残念であったと言えよう。

（とみた けいいちろう）

(123) 「戦争調査会第四部会第1回議事速記録 昭和21年4月23日」前掲注(73), p.16.

(124) 「大東亜戦争調査会官制」(昭和20年11月24日勅令第647号)第1条:「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法」(平成23年10月7日法律第112号)第1条:「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」(平成23年5月24日閣議決定)前掲注(25)